

観 察

「食の安全・安心」を道民運動に

(社) 北海道地域農業研究所 所長

太田原 高昭

北海道食の安全・安心委員会は、このほど「北海道食の安全・安心基本計画」および「北海道食育推進行動計画」をおおむね妥当とする答申を高橋知事に提出した。先に提出された「遺伝子組み換え作物の栽培等による交雑の防止に関する条例」と共に、「北海道食の安全・安心条例」を具体化するための三本柱が揃ったことになる。

道議会が昨年三月に全会派一致で承認した「北海道食の安全・安心条例」は、この種の条例としては全国の自治体でも初めてのものであっただけに全国的な注目を集めた。マスコミ的には遺伝子組み換え作物の取り扱いへの関心が先行した感があったが、そのことをも含め全国への食糧の供給基地である北海道が、その責任をこういかたかたちで現したことは、きわめて好意的に受け止められたようである。

今回提出された基本計画は多彩な項目から成り立っているが、注目されるのはその多くの項目について、計画年度である平成二十一年度までに到達すべき「数値目標」が示されたことである。たとえばHACCP導入施設を現行の七七から五〇〇施設へ、学校給食における道産食材比率を三九%から七〇%へなどである。道民の立場から見ればもっと大胆な目標をと思える項目もあるが、数値目標を掲げたのは「本気度」の証と評価できよう。

BSE感染の疑いの消えていないアメリカ牛肉の輸入再開などで、食の安全・安心への関心はますます国民の間に広がっており、国だけでなく自治体単位でもこの問題への積極的な取り組みが求められている。全国のトップを切った北海道の取り組みは、都道府県レベルでの取り組みの先駆的なモデルとして各地に波及していくことになろう。すでにいくつかの県で北海道に追随する動き

が出ている。

とくに、平成十七年六月の通常国会で議員立法で成立した食育基本法の具体的なアクションプランを策定する上で、今回の道の「食育推進行動計画」は恰好のテキストとなりうるはずである。北海道が量的な意味での食糧基地から一歩進んで、安全・安心の確保と食文化の面でも先進地となっていくためにも、今回提出された基本計画や行動計画が道民自身の実践目標として生かされることを期待したい。

食の安全・安心が消費者のためだけでなく、生産者にとっても戦略目標として重要であることはいうまでもない。WTOの閣僚会議では、重要品目の数量や関税率の上限などの関心事項が、当面先送りされたが、北海道農業が厳しい国際環境に包囲されていることには変わりがない。この中で生



き延びるためには北海道が「安全・安心な産地」として消費者に認知されることがなによりも大切である。

幸いこの点での官民挙げての努力がようやく全国的に認められてきたと思われるニュースが相次いでいる。本研究所が実施した米の品質と食味の比較試験で、ほしのゆめやきらら397の道産米が茨城コシヒカリ、あきたこまちなどのブランド米を上回る好成績を上げたことは本誌五八号の研究報告に詳しいが、それを裏付けるように道産米の都府県市場への新たな進出が目覚ましい。

これまで関西に限られていた大学生協食堂での道産米の扱いが、今年からは関東、東海、九州など全国の八割の大学に及んでいる。大手の外食産業や量販店での道産米の扱いも増大し、昨年に比べて四万八千トン、道産米総量四〇万トンの一二%増の売れ行きである。これは食味の向上、手頃な価格と共に安全・安心への取り組みが高く評価された結果だという。道内での消費も大きく拡大することが期待される。

すでに評価が定まっている畑作物、畜産物に加えて道産米へのこうした評価が定着するなら、それは北海道農業にとって希望の灯台となる。安全・安心の産地作りは生産者と流通加工業者の努力、消費者の応援など文字どおり道民の協働（コラボレーション）によって初めて実現する。食の安全・安心を道民全員参加の一大運動として展開しよう。